

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 件名 | 東京管区气象台 火山観測機器用バッテリーの購入（エナーシス） |
| (2) 品名及び数量 | 規格書のとおり |
| (3) 納入場所 | 規格書のとおり |
| (4) 納入期限 | 規格書のとおり |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「C」または「D」等級に格付けされ、「関東・甲信越」または「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）の提出期限日から開札の日までの期間に、東京管区气象台から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 東京都清瀬市中清戸3-235
東京管区气象台総務部会計課第一契約係
電話 042-497-7188

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 令和6年12月10日（火）から令和6年12月25日（水）
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 ア 電子調達システムにて交付する。
イ 上記3. にて、電子データ（DVD-R要持参）で交付する。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年12月26日（木）17時
- (2) 提出書類
ア 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）
イ 紙入札方式による場合は「紙入札方式参加願」
ウ 納入予定物品確認書

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.（1）まで提出すること。
- (2) 入札書の締め切り 令和7年1月9日（木）17時00分
- (3) 開札日時・場所 令和7年1月10日（金）10時30分 東京管区气象台入札室（第一庁舎3F）

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約書の作成の要否 要
本業務は、契約手続きに係る書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

令和6年12月10日

支出負担行為担当官

東京管区气象台長 藤川 典久

【契約の概要調書】

（契約件名）

東京管区気象台 火山観測機器用バッテリーの購入（エナーシス）

（契約の概要）

東京管区気象台管内で使用している観測機器用バッテリーを交換するために整備することを目的とする。

（納入場所・調達内容・納入期限）

①長野地方気象台 〒380-0801 長野県長野市箱清水1-8-18

・エナーシス XE95X 10個

・エナーシス G42EP 8個

令和7年3月21日（金）

②東京管区気象台 〒204-8501 東京都清瀬市中清戸3-235

・エナーシス XE95X 6個

令和7年2月28日（金）

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 令和6年12月26日（木） 17時まで
- ・最低価格落札方式
- ・電子調達システム対象案件

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムヘルプデスク 電話：0570-000-683

（その他）

- （1）同等品で応札する場合は、証明書等提出期限までに当該商品の詳細仕様が分かる資料（カタログの写し等）及びサンプル等を提出し担当者の了承を得ること。
- （2）各種関係法令の規制を受けるものについては、その規則に従うこと。